

第 1 2 号議案

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）による刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理する必要があるので提案する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(長岡京市職員給与に関する条例の一部改正)

第1条 長岡京市職員給与に関する条例(昭和26年長岡京市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第15条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第15条の5 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 【略】</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>
<p>(期末手当の一時差止)</p> <p>第15条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によ</p>	<p>(期末手当の一時差止)</p> <p>第15条の6 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁こ</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によ</p>

改正後	改正前
<p>るものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)~(3) 【略】</p> <p>4~7 【略】</p>	<p>るものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁こ</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)~(3) 【略】</p> <p>4~7 【略】</p>

(長岡京市表彰条例の一部改正)

第2条 長岡京市表彰条例(昭和38年長岡京市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別待遇の取消)</p> <p>第12条 自治功労者が次の各号のいずれかに該当したときは、第10条の待遇を廃止する。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p>	<p>(特別待遇の取消)</p> <p>第12条 自治功労者が次の各号のいずれかに該当したときは、第10条の待遇を廃止する。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) <u>禁こ</u>以上の刑に処せられた者</p>

(長岡京市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 長岡京市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年長岡京市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職補償金支給の制限)</p>	<p>(退職補償金支給の制限)</p>

改正後	改正前
<p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) 【略】</p>	<p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁こ</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) 【略】</p>

(長岡京市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第4条 長岡京市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和40年長岡京市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) 【略】</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁固</u>以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)・(3) 【略】</p>

(長岡京市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 長岡京市職員の退職手当に関する条例（昭和50年長岡京市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第21条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2～4 【略】</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第21条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁こ</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>2～4 【略】</p>

改正後	改正前
<p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 【略】</p> <p>6～10 【略】</p> <p>（退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第22条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第20条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退</p>	<p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁こ</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 【略】</p> <p>6～10 【略】</p> <p>（退職後<u>禁こ</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第22条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第20条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退</p>

改正後	改正前
<p>職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 【略】</p> <p>2～6 【略】</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第23条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第20条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第25条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第25条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 【略】</p> <p>2～6 【略】</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第25条 【略】</p>	<p>職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 【略】</p> <p>2～6 【略】</p> <p>（退職をした者の退職手当の返納）</p> <p>第23条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第20条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第25条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第25条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)・(3) 【略】</p> <p>2～6 【略】</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第25条 【略】</p>

改正後	改正前
<p>2・3 【略】</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 【略】</p>	<p>2・3 【略】</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁こ</u>以上の刑に処せられた後において第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁こ</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 【略】</p>

（長岡京市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例の一部改正）

第6条 長岡京市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例（平成11年長岡京市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（罰則）</p> <p>第10条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（罰則）</p> <p>第10条 第7条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

（長岡京市ラブホテル建築等規制条例の一部改正）

第7条 長岡京市ラブホテル建築等規制条例（平成18年長岡京市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（罰則）</p> <p>第10条 第5条第2項の規定による改善命令に違反した者又は第6条第1項の規定による中止命令若しくは除却命令に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は20</p>	<p>（罰則）</p> <p>第10条 第5条第2項の規定による改善命令に違反した者又は第6条第1項の規定による中止命令若しくは除却命令に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は200,</p>

改正後	改正前
0, 000円以下の罰金に処する。 2 【略】	000円以下の罰金に処する。 2 【略】

(長岡京市暴力団排除条例の一部改正)

第8条 長岡京市暴力団排除条例(平成24年長岡京市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第19条 第10条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第19条 第10条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(長岡京市行政不服審査会条例の一部改正)

第9条 長岡京市行政不服審査会条例(平成28年長岡京市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第9条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第9条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

(長岡京市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第10条 長岡京市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年長岡京市条例第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) 第3条 【略】 2～4 【略】 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル又は管理業務上作成された同様の情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円	附 則 (経過措置) 第3条 【略】 2～4 【略】 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6号アに係る個人情報ファイル又は管理業務上作成された同様の情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以

改正後	改正前
<p>以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7 【略】</p>	<p>下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>7 【略】</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。）が含まれるときは、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5 禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。